

海のこどもクリニック(神奈川県横浜市)



施設概要

神奈川県横浜市の海のこどもクリニック(小児科)は、令和6年2月に電子処方箋を導入し、特に、発熱外来で初診の患者さんや、夜間・休診日に他の医療機関を受診した患者さんなどの薬剤情報の確認等に活用しています。



海のこどもクリニック
院長 海野さん

「電子処方箋はいずれ皆導入するもの。それならば早めに入れておこう。」と思い、導入しました。

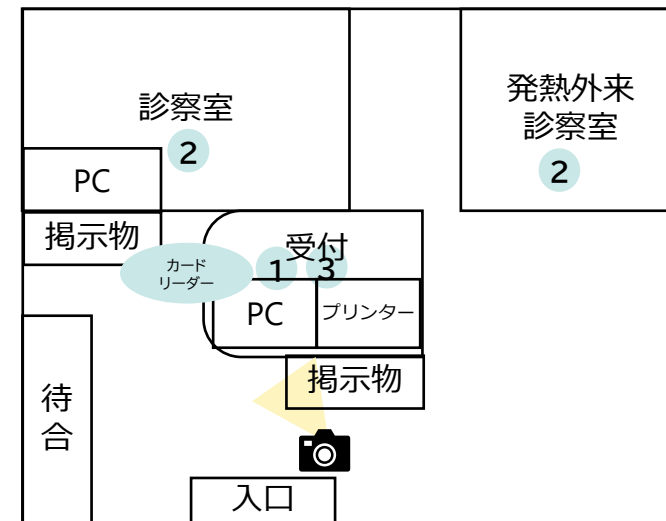
・電子処方箋の導入にあたっては、調剤を希望する患者さんが多い、ビルの同じフロアの薬局に導入を依頼しました。

・患者さんが他の医療機関や薬局で処方・調剤されている薬が、お薬手帳持参なしでもわかると診察の際に役立ちます。周囲には、当院以外小児科の医科診療所があり、患者さんの中には、夜間・休診日は他の診療所を受診する方もいます。小児でも、耳鼻咽喉科、皮膚科、眼科はそれぞれの診療所を受診しています。発熱外来で初診の患者さんも多いです。予約時間にあわせて、普段同居していない祖父母が患者さんを連れてきてくれることもあります。そういった際に電子処方箋のシステムによる直近の薬の情報が役立ちます。

当院の近くには(独)国立病院機構 横浜医療センターがありますのでそちらも受診されている患者さんも多いです。基幹病院などで電子処方箋の導入が進み、相互に患者さんの直近の処方・調剤情報を確認できるようになることを期待しています。

動線イメージ図

※PCは電子カルテ・レセコン一体型の端末を指す。





マイナ受付を実施

※ カードリーダーの認証範囲に背が届かない小さな子ども(乳幼児)の場合は、保護者が子どもを抱えてか、暗証番号で対応。(または健康保険証を提出)

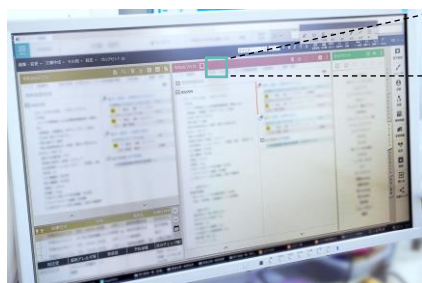
※下線部が、電子処方箋の導入により業務を変更した箇所、得られるメリットです。

①受付

- i) 受付にて、医療事務職員が、「マイナンバーカードを持ちですか?」と声をかけ、マイナ受付を促進。(★1)
- ii) 患者さんに電子処方箋を利用するかどうかを確認する。電子処方箋とは何か問われた際、説明を行う。(★2)
- iii) 電子処方箋を希望した患者さんは、電子カルテのコメント欄に「電」と入力する。

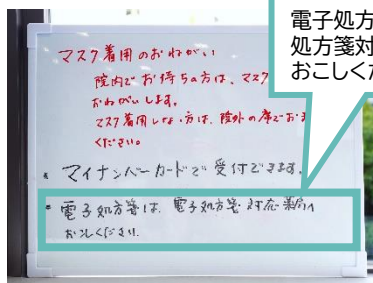
(★1) 声かけにより、利用者が増加している。最近では、声をかけずとも患者さん自らがマイナ保険証による受付をしてくれることも増えた。マイナ保険証で過去の薬剤情報等の提供に同意いただいた患者さんには、お薬手帳の情報の確認は簡易的、効率的に実施できるようになった。

(★2) 電子処方箋とは“医療機関が処方箋を薬局にメール等で送信するもの”と勘違いした患者さんもいたため、現在は、「処方箋が薬局に自動的に送られる仕組みではなく、クラウド上に一度保存され、電子処方箋に対応している薬局で受付を行うことで、薬局がクラウド上の処方箋を引き出す仕組みである」という説明をしている。また、電子処方箋の場合も、紙の処方箋と同様に処方箋の有効期間が処方箋発行日含め原則4日間であることを知らない患者さんもいるため、「紙も電子も明々後日まで」と受付に掲載している。



電子処方箋を希望した患者さんの電子カルテには「電」と表示される。

電

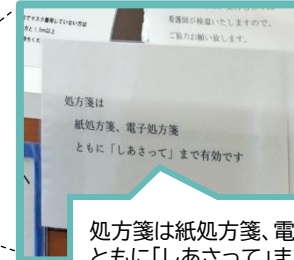


電子処方箋は、電子処方箋対応薬局へおこしてください

電子処方箋対応の薬局がわからない患者さんには、海のこどもクリニックで近隣で電子処方箋に対応しているいくつかの薬局をお伝えする。



受付に処方箋の有効期限を分かりやすい表現で、案内を掲示している。



処方箋は紙処方箋、電子処方箋ともに「しあさって」まで有効です

※海のこどもクリニックでお使いの株式会社ラボテックの電子カルテ(レセコン一体型)での場合です。各医療機関で使いのシステムとは操作方法等異なるため、各システム事業者へご確認ください。

※下線部が、電子処方箋の導入により業務を変更した箇所、得られるメリットです。

患者

診察を受ける

会計(※)

②診察

- i) 来院前に患者さんに入力いただいたWEB問診の内容を確認し、同じ症状に対して他の医療機関も受診しているか等を確認する。
- ii) 過去の薬剤情報等を確認する。(★1)
[患者さんを診察室へ]
- iii) 処方情報を入力して確定する際に、重複投薬や併用禁忌があれば表示される。確認し、処方内容を再検討した上で、必要に応じてコメントを入力し(★2)、処方箋を発行する。
- iv) 4桁のPINコードを入力し、HPKIカードで電子署名を行う。
- v) 電子処方箋の処方内容(控え)を印刷する画面に遷移する。確認し、印刷する。(受付にあるプリンターから印刷される。)

③会計

i) 受付で、医療事務職員が処方内容(控え)を患者さんに渡す。

※横浜市では自己負担額が助成される小児医療費助成の制度があるため、小児医療証を提示することで窓口での支払がない患者さんも多い。電子処方箋の場合は処方内容(控え)を渡すことで、診察が終わり、帰宅いただいてよいことがわかるようにしている。

完了

医療
機
関
側

(★1)発熱外来で初診の患者さんも多い。発達障害等をもつ子どもの保護者は、子どもがいるところでは、服用している薬の言及を控えたい場合もあるが、そういった状況でも薬剤情報及び電子処方箋のシステムでの直近の処方・調剤情報で医師が確認できる。

(★2)他院で処方されている薬との重複投薬等よりも、予定よりも早めに受診したことによる自院の処方との重複が多い。(自院から発行された処方箋のデータ(処方・調剤情報)に対しても重複投薬等チェックの対象としているため。)
「医師が確認した上で処方していること」や「以前処方した薬は休薬して今回処方した薬を服用してもらうこと」の旨をコメントを入力することで、薬局で医師の処方意図が確認できるようになる。

